

令和 7 年度社会福祉法人長岡三古老人福祉会
介護員養成研修事業 学則

(事業者及び事業所の名称、所在地)

第 1 条 本研修事業は、下記の事業者(以下「事業者」という。)が下記の事業所(以下「事業所」という。)において実施する。

	事業者	事業所
名称	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	研究・研修センター長岡
所在地	長岡市福住 1 丁目 7 番 21 号	長岡市福住 1 丁目 7 番 21 号

(事業の目的)

第 2 条 本研修は、高齢者の増加に伴い、複雑かつ多様化する介護ニーズに対応した適切な介護サービスを提供するために必要な知識と技能を習得させることを目的とする。
また、職員のスキルアップを図るため及び求職者の再就職のために実施する。

(形式)

第 3 条 事業者は、事業所において、通学形式により研修事業を実施する。

(研修事業の名称)

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。
第 1 回 介護職員初任者研修 (通学形式)
第 2 回 介護員養成科

(年間事業計画)

第 5 条 令和 7 年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第 1 回 (夜間コース)	<u>令和 7 年 5 月～令和 7 年 8 月</u>	2 0
第 2 回 (昼間コース)	<u>令和 7 年 10 月～令和 8 年 1 月</u>	1 2
計		3 2

(受講対象者)

第 6 条 受講対象者は次の者とする。
(1) 長岡市近郊在住・在勤で通学可能な者(第 1 回)
(2) 社会福祉法人長岡三古老人福祉会の職員で、研修を必要とする者(第 1 回)
(3) 新潟県立テクノスクールが適当と認めた者(第 2 回)

(研修参加費用)

第7条 研修参加費は次のとおりとする。

回数	内訳	金額(税込)	納付方法	納入期限
第1回(夜)	受講料 テキスト代	54,000円 7,124円	一括納入	研修開始日まで
第2回(昼)	受講料 テキスト代	無料 7,124円	現金	開講日
※研修科目を免除した場合は、1時間につき300円割り引くこととする。 (新潟県立テクノスクールの訓練生においては、免除されません) ※新潟県立テクノスクールの訓練生においては、テキスト代のみを徴収する				

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

教材名 三訂 介護職員初任者研修テキスト
発行所 財団法人 長寿社会開発センター

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1 研修カリキュラム表のとおりとする。

(研修会場一覧)

第10条 研修において使用する講義会場及び演習会場は、別表2 研修会場一覧のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別表3 担当講師一覧のとおりとする。

(申込手続)

第12条

(1) 受講に係る申込手続は次のとおりとする。

① 所定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。

② 事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講者へ送付する。

③ 受講決定通知書を受け取った受講者は、納入期限までに研修参加費用を納入する。

④ 事業者は、研修参加費用の納付が確認された後、教材を受講者へ送付又は初日配布する。

(2) 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち教材費を除いた額を返還する。

但し、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(受講時等の本人確認方法)

第 13 条 受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付し提出することとする。

但し、新潟県立テクノスクールの訓練生については、入校初日に運転免許証の写しを持参すること。

事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証等の氏名とが同一であることを確認する。運転免許証を所持していない受講者については、下記のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート

(科目の免除の取扱い)

第 14 条

- (1) 訪問介護員養成研修 3 級課程の修了者が本研修を受講する場合、申込時に当該研修の修了証明書の写しを申込書に添付し提出することにより、「介護における尊厳の保持・自立支援」科目(9 時間)及び「介護・福祉サービスの理解と医療との連携」科目(9 時間)を免除することができる。
- (2) 新潟県立テクノスクールの訓練生については、同条 (1) についての免除は適用しない。

(研修修了の認定方法)

第 15 条 修了の認定及び評価は、次のとおり定める。

- (1) 修了認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、「こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。
- (2) 修了評価は、第 9 条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。
なお、当該筆記試験については、100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達した者(合格)と認定する。
A : 90 点以上 B : 80～89 点 C : 70～79 点 D : 69 点以下
- (3) 合格に達しなかった者は、再試験を行い 70 点以上の者に C 評価を認定する。

(研修欠席者の扱い)

第 16 条

- (1) 理由の如何に関わらず、研修開始から 15 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ない理由で欠席する場合は、事前連絡をする。
- (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。

(補講の取扱い)

第 17 条 事業者は、第 16 条(2)に基づき必要な補講を行う。

なお、補講にかかる受講料は科目の細目ごとに 3,000 円を受講者が負担することとする。

(受講の取消)

第 18 条 事業者は、各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 19 条 事業者は、第 15 条により修了を認定された者に対し、新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱 11 に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第 20 条 修了認定者は、各号のとおり管理する。

(1) 修了者は修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第 21 条 研修事業は、社会福祉法人長岡三古老人福祉会 研究・研修センター長岡 研修事務局で行う。

(その他)

第 22 条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、当法人がこれを定める。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。